

2) 児童手当の受給率

次に、表4は、推計児童手当受給世帯数と実際の児童手当受給世帯数を比較したものである。推計によると、3歳以下の扶養家族がある世帯であり扶養者の課税所得が所得制限以下であるのは88.4%であった。しかし、実際に児童手当等給付を受給している世帯は21.2%にとどまっており、その比率は4対1(24.0%)である⁸(これを「推計補足率」とよぶ)。

表4 児童手当受給(推計と実際) (平成7年度制度)

	n	児童手当等 受給率 (実際値)(a)	児童手当等 受給率 (推計値)(b)	a/b
3歳以下の扶養家族がある世帯	679	21.2%	88.4%	24.0%
2歳の扶養家族がある世帯	258	22.9%	88.4%	25.9%

注: 実際値には児童手当以外の児童関係給付も含まれる。

「平成8年度所得再分配調査」の個票から筆者計算

しかし、この数値には若干の誤差が含まれている。世帯員の年齢は、調査時点(平成8年7月)のものであるが、児童手当等給付の受給は前年(平成7年)のものであるため、誕生日が1月から7月の4歳児をもつ世帯は児童手当を受給する資格をもち受給していた可能性があるがこのサンプルには入っていない。また誕生日が1月から7月の0歳児に関しては前年にはまだ生まれておらず対象サンプルに含まれるべきではないが、上記の計算には含まれてしまっている。そこで、誕生日がどの月であろうとも、調査時点及び前年の両方でサンプルに入るべき「2歳の扶養家族がある世帯」に限って計算してみたが、結果はほぼ同じであった。児童手当は、扶養控除のように税金を納めることによって自然に受けられる便益ではなく、市役所等に申請しなければ受給できない制度であるため、受給資格を持っていても受給しない世帯が多いといえる。

⁸ 前記したように、データの中の「児童手当等給付」の中には、児童手当以外の給付も含まれているため、所得制限以上の所得がある世帯においても、障害児がある場合などは受給資格が発生する。ここでは、単純に扶養者の所得のみで受給資格の有無を判断している。

表5 貧困率

サンプル数	貧困率				貧困削減率				
	当初所得 (a)	扶養控除がない場合の税後 (b)	税後所得 (c)	児童手当等を除く再分配後 (d)	児童手当等を含む再分配後 (e)	扶養控除による貧困削減 (b-c)	児童手当等による貧困削減 (d-e)	税による貧困削減 (a-c)	社会保障による貧困削減 (c-e)
3歳以下の扶養家族がある世帯	847	7.5%	8.2%	9.5%	10.3%	0.6%	0.7%	-1.5%	-1.1%
20歳未満の扶養家族がある世帯	3082	9.6%	11.8%	11.1%	11.6%	0.6%	0.8%	-1.5%	-0.1%
全世帯	8152	11.0%	25.5%	25.3%	15.4%	0.2%	0.7%	-2.5%	10.1%
全母子世帯	104	24.0%	27.9%	25.0%	20.2%	2.9%	2.7%	-1.0%	8.6%
児童手当等を受けた世帯	262	14.1%	17.9%	17.2%	15.7%	0.8%	0.0%	-3.1%	7.3%

注：貧困率は、全世帯の再分配後(現物給付を含まず)の所得(i.e.可処分所得)の中央値の50%を貧困線として計算。
 各桁の左は世帯数ベース、右は20歳未満の子ども数ベース。
 世帯の中に該当する子がいる場合でもその扶養者(父親か母親)共に世帯の中にいない場合はサンプルから除外。
 「再分配後所得」には、現金給付ほか現物給付(医療、措置費等)も含む。
 出典：『平成8年度所得再分配調査』の個票から筆者作成。

表6 不平等度(ジニ係数)

サンプル数	ジニ係数			ジニ係数改善率(%)					
	当初所得 (a)	扶養控除がない場合の税後 (b)	税後所得 (c)	児童手当を除く再分配後 (d)	再分配後 (e)	扶養控除による不平等改善 (b-c/b)	児童手当等による不平等改善 (d-e/d)	税による不平等改善 (a-c/a)	社会保障による不平等改善 (c-e/c)
3歳以下の扶養家族がある世帯	847	0.272	0.271	0.261	0.258	0.6%	0.8%	4.2%	0.8%
20歳未満の扶養家族がある世帯	3082	0.306	0.305	0.293	0.284	0.6%	0.8%	4.3%	3.2%
全世帯	8152	0.433	0.307	0.429	0.285	0.4%	0.3%	0.8%	21.3%
全母子世帯	104	0.448	0.426	0.459	0.369	1.5%	9.5%	-2.6%	22.5%
児童手当等を受けた世帯	262	0.305	0.292	0.304	0.275	0.9%	9.1%	0.1%	14.5%

注：世帯所得は、(大人数+(子ども数*0.7))*0.7でわった等価世帯所得。
 各桁の左は世帯数ベース、右は20歳未満の子ども数ベース。
 世帯の中に該当する子がいる場合でもその扶養者(父親か母親)共に世帯の中にいない場合はサンプルから除外。
 「再分配後所得」には、現金給付ほか現物給付(医療、措置費等)も含む。
 出典：『平成8年度所得再分配調査』の個票から筆者作成。

3) 子どものいる世帯の貧困率

次に、子どものいる世帯への再分配によって、子どもの貧困率がどれくらい改善したのかを計算したのが表5である。対象サンプルとしては、「3歳以下の扶養家族がある世帯」⁹⁾「20歳以下の扶養家族がある世帯」「全世帯」「母子世帯」さらに「実際に児童手当等児童関連の社会保障給付（現物給付は含まず）を受けた世帯」の5つである。まず、当初所得(a)においては、子どものある世帯のほうが全世帯よりも低い貧困率を示している¹⁰⁾。3歳以下の扶養家族がある世帯においては、世帯数ベースでは6.6%、20歳未満の子ども数ベースでは7.5%が貧困線以下である。母子世帯においては、貧困率は高く、世帯ベースで24%、子供数ベースで26%が貧困である。税後所得(C)は、当初所得から税を引いたものであるため、どの世帯においても貧困率が上昇する。「児童手当等を含む再分配後所得(e)」は、「税後所得」に社会保障による給付（医療、措置費などの現物給付は除く）を足し、社会保険料を引いたものである。まず、全世帯サンプルをみると、貧困率は(c)に比べ大幅に減少しており、社会保障の貧困軽減機能が伺える。母子世帯、児童関連社会保障給付を受けた世帯においても貧困率は減少している。日本の社会保障給付の中で年金の占める割合の多いことを考慮すると、高齢者世帯も含む全世帯において社会保障による貧困軽減が大きいのは想像に値する。これは、世帯ベースにおける貧困軽減が10.1%もあるのに対し、子供数ベースでみるとたったの0.1%しか軽減していないことから明らかである。しかし、「母子世帯」と「児童手当等を受けた世帯」においてもほぼ同様の貧困軽減が世帯ベースでみられ、子供数ベースにても8.7%と6.3%の軽減がみられるのはうれしい発見であった。一方、「3歳以下の扶養家族を持つ世帯」「20歳未満の扶養家族がある世帯」においては、社会保障制度も貧困率を上昇させる結果となった。これは、子育て中の世帯においては、社会保険料の負の所得移転が大きく影響していることを示している。

「扶養控除による貧困削減(b-c)」と「児童手当等による貧困削減(d-e)」を比較してみると、「3歳以下の扶養家族を持つ世帯」「20歳未満の扶養家族を持つ世帯」においては、扶養控除のほうが児童関連社会保障給付よりも大きく貧困削減に役立っている。しかし、両者において、その効果は大きいとは言えない。

4) 子どものいる世帯における不平等度

表6は、各サンプルにおけるジニ係数を再分配の各過程において示したものである。子供がある世帯は、全世帯に比べて当初所得のジニ係数が低く、その傾向は再分配後所得においても続く。「3歳以下の扶養家族がある世帯」に注目すると、当初所得のジニ係数に比べ、税後所得のジニ係数には若干(4.2%世帯ベース、4.3%子供数ベース)の改善がみられ

⁹⁾ ここでは、扶養者がはっきりとしている子どものある世帯のみを対象としているので、両親ともに世帯員の中にいない子どものある世帯（例：「祖父母+孫」世帯）については、別居の親がその子を扶養家族としている可能性も高いと考えられるため、サンプルの中に含んでいない。

¹⁰⁾ これは、所得ベースでみると、所得がない（少ない）高齢者世帯において貧困率がよく推計されることからきている。

るが、再分配後所得においての更なる改善は微々たるものである（0.8%、1.7%）。これは、社会保障による再分配がジニ係数の改善の殆どを担っている「全世帯」とは明らかに異なる傾向である。また、「3歳以下の扶養家族がある世帯」において扶養控除によるジニ係数改善度は、0.6%（0.9%子供数ベース）、児童手当等によるジニ係数改善度は0.8%（1.0%）であり、両者において大きな改善はみられない。「20歳以下の扶養家族がある世帯」においても、その傾向はかわらない。しかし、サンプルを「児童手当等を受けた世帯」に限ってみると、児童手当等によるジニ係数改善度は9.1%（8.8%）であり、実際に児童手当等を受給した世帯間においては、児童手当の当初の目的であった「格差是正」の目的が満たされているといえよう。設計上から、所得の高い世帯のほうが便益が高い扶養控除に比べ、児童手当等社会保障給付がジニ係数改善に大きく寄与するのは、当然の結果ともいえる。しかし、前記のように、実際に児童手当等を受けている世帯が少ないため、「3歳以下の扶養家族がある世帯」においては、この効果が殆どみられないのは残念である。

「全世帯」においても、扶養控除による便益や児童手当等給付による不平等度改善の効果は限られている。これは、社会保障全体による不平等度改善率が21.3%（世帯ベース）と高いのに対照的である。しかし、これを子供数ベースにすると、改善率はさほど高いわけではない。

「母子世帯」は、社会的弱者として注目されがちであり、貧困率も高いことが前章にても指摘された。しかし、母子世帯間の不平等度も、きわめて高いのは興味深い。この世帯においては、児童手当等給付が不平等度改善に大きく貢献しているのが特徴的である。

5. 考察と課題

本稿は、マイクロ・データを用いて、こどものいる世帯への所得移転制度の現状と効果をごく簡単に分析したものである。こどものいる世帯への所得移転制度の大きなものは、児童手当、児童扶養手当などの社会保障給付と、税制上の扶養控除があげられる。本稿においては、この二つの制度の再分配の帰結とその効果について推計した。まず、児童手当等給付について述べると、これらが扶養家族数に左右される所得制限を設けた制度であることもあり、等価世帯所得ベースで見ると給付の分布は低所得層に偏っている。しかし、問題は、受給率が少ないことであり、推計によると、受給すべき世帯の約4分の1しか受給を受けていない。これはデータの記入もれや推計方法などの制約が影響しているとも思われ、この数値をそのまま信憑性がある補足率とすることはできないが、児童手当をもっと受給しやすい制度とすることが必要であることを示唆する1つの資料とはなるであろう。次に、児童手当等給付の貧困率についての影響については、母子世帯や実際に児童手当等給付を受けた世帯においては、若干の貧困削減機能が伺われる（世帯ベースで3.8%と5.7%、子供数ベースで4.4%、4.9%）。しかし、これらの世帯においては当初所得における貧困率が他の世帯より高く、再分配後所得においても高い貧困率を保っている。児童手当が対象とする「3歳以下の扶養家族がある世帯」全体においては、貧困軽減は、0.4%にとどまっ

ており、効果があるとはいえない。

一方、児童手当等給付の不平等度への影響については、母子世帯、児童手当等を受けた世帯において、大きく不平等度が改善されており、格差是正という1つの機能を果たしているといえる。

子供の扶養控除による便益は、その設計から所得の高い世帯により多くの便益が分配されるように設計されているため、不平等度の改善は期待できない。推計によると、扶養控除による便益の不平等度改善率は、母子世帯に対する1.5%（世帯ベース、子供数ベース1.9%）に留まっており、他の世帯では微々たるものである。しかし、母子世帯を除く他の世帯においては、貧困率の改善において児童手当に匹敵する（または上回る）効果を見せている。3歳以下の扶養家族がある世帯においては、扶養控除による貧困削減が0.6%（0.7%子供数）、児童手当等による貧困削減が0.2%（0.4%子供数）となっている。しかし、税全体、社会保障全体をみると、どちらも貧困率にマイナスの影響を与えており、同様の傾向は、「20歳未満の扶養家族がある世帯」においてもみられ、扶養控除や児童手当の制度をもってしても、税や社会保険料の負の移転のマイナスの効果を逆転させることはできない。

今後の方向としては、まず、保育園の措置費、こどもにかかる医療費などの現物支給の再分配効果を分析に加えることとしたい。こどもの医療費などは、多くの自治体において、軽減措置がとられており、これらの効果をはかることは重要な政策課題である。また、保育園の措置費は、1人あたりでみると児童手当を遙かに上回る再分配であり、この政策の再分配への影響を測ることは、保育料の設定などの政策課題を検討する上で、重要な資料となるであろう。次に、近年に行われた児童手当の拡充や年少扶養控除の引き上げと引き下げによる影響をマイクロ・シミュレーションの手法を用いて推計することとしたい。

謝辞：

本稿の執筆にあたって、「こどもプロジェクト」チームの方々に多くの意見、激励をいただき、身体的にも精神的にも労働環境上からも惜しまぬ支援をしていただいた。この場をかりて御礼申し上げたい。

参考文献：

小島晴洋(1994)「政党の家族観と児童手当制度」社会保障研究所編(1994)『現代家族と社会保障：結婚・出生・育児』東京大学出版会。

後藤玲子・阿部彩『アメリカの福祉』世界の福祉年鑑 2001、旬報社。

児童手当制度研究会監修(2000)『改訂 児童手当法の解説』中央法規。

税務研究会出版局『税務便覧』平成7年度版、平成13年度版。

内閣府「1990年代における所得税制改正の効果について」政策効果分析レポート No.9。

福田素生(1999)『社会保障の構造改革：子育て支援重視型システムへの転換』中央法規。

Ellwood, D. & J. Liebman (2000) "The Middle Class Parent Penalty: Child Benefits in the U.S. Tax Code," NBER Working Paper 8031.

Gentry, W.M. & A. P. Hagy (1995) "The Distributional Effects of the Tax Treatment of Child Care Expenses," NBER Working Paper 5088.

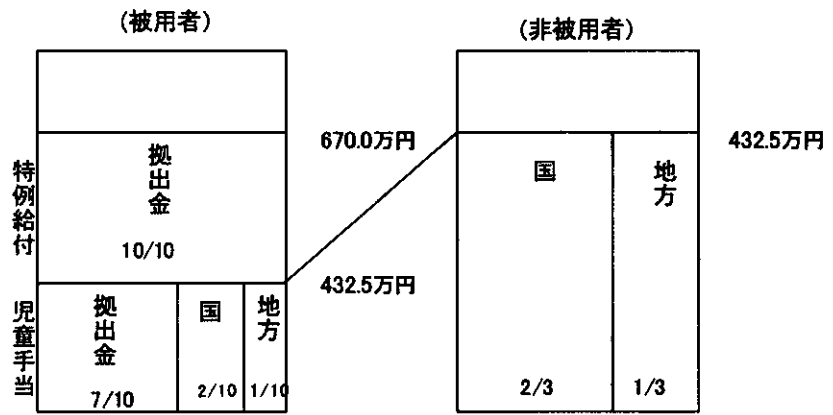
付録1 児童手当制度の概要 (福田(1999)より抜粋)

制度の目的	
1)	児童養育家庭の生活の安定に寄与する
2)	次代の社会を担う児童の健全育成および資質の向上に資する
制度の沿革	
昭和 47 年	制度発足 (義務教育終了前の第 3 子以降を対象)
昭和 57 年	行政改革特例法による特例措置 (所得制限の強化と特例給付の実施)
昭和 60 年	制度改正 義務教育就学前の第 2 子以降を対象。 経過期間を経て、昭和 63 年度から実施。
平成 3 年	制度改正 支給対象の第 1 子へ拡大、支給額の倍増。 支給期間の 3 歳未満への重点化等、経過期間を経て、6 年 1 月から実施。
平成 6 年	制度改正 子どもや家庭を取り巻く環境の変化により子育てに伴う負担感の軽減や子どもの健全教育を図るための各種サービスがいつそう必要となってきたため。 (1) 福祉施設を児童育成事業に名称変更 (2) 児童育成事業に要する費用に充てるための拠出金の徴収 (3) 児童の定義を 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者とする 等を内容として改正。

制度の仕組み

費用負担	(被用者)						
	<table border="1"> <tr> <td>事業主</td> <td>国</td> <td>地方</td> </tr> <tr> <td>7/10</td> <td>2/10</td> <td>1/10</td> </tr> </table>	事業主	国	地方	7/10	2/10	1/10
	事業主	国	地方				
	7/10	2/10	1/10				
(非被用者)							
<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>地方</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table>	国	地方	2/3	1/3			
国	地方						
2/3	1/3						
	[地方自治体の負担は都道府県と市町村折半] (公務員)						
	<table border="1"> <tr> <td>所属庁</td> </tr> <tr> <td>10/10</td> </tr> </table>	所属庁	10/10				
所属庁							
10/10							

(参考)特例給付の概念図



厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業

「社会保障の改革動向に関する国際共同研究」

「共同研究 3:所得分配に関する国際比較研究」

母親の就業に及ぼす保育費用の影響*

大石 亜希子

(国立社会保障・人口問題研究所)

2002年3月31日

要 旨

本稿では、『平成 10 年国民生活基礎調査』の個票に基づき、保育費用が母親の労働供給と保育需要に及ぼす影響を両者の同時決定関係を考慮しながら分析した。その結果、保育費用は保育需要に有意にマイナスの影響を及ぼしていたが、労働供給には有意な影響が観察されなかった。また、保育需要の保育料弾力性は -0.65 程度と、集計データに基づく駒村(1996)の推定値よりかなり小さかった。

* 本稿で使用した個票データは厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業「社会保障の改革動向に関する国際共同研究」の「共同研究 3:所得分配に関する国際比較研究」において目的外使用申請を行い、厚生労働省大臣官房統計情報部長の承認を得たものである（統発第 117 号、平成 13 年 4 月 3 日）。

1. はじめに

現在、小泉政権の「待機児童ゼロ作戦」のもとで保育可能な定員を増加させ、待機児童の問題を解消して女性の就業を促進することが目指されている。こうした量的な拡大を可能とするために、保育所設置に係わる諸規制は緩和される方向にあり、保育サービス事業への新規参入が促されている。

待機児童の存在は、認可保育所の保育サービスにおける需要が供給を上回っていることを意味する。この場合、待機児童を解消するには供給量を増加させる方法と保育サービスの価格を操作する方法が考えられるが、現在の政策は専ら量的な調整に重心を置き、価格操作は政策の選択肢として考慮されていない。しかしながら現在の認可保育所の保育料は実際の保育コストよりもはるかに低い水準に設定されており、保育所利用者は多大な便益を受けていることは高山(1982)、勝又(1992)、鈴木(1993)などが指摘している。均衡価格以下に設定されている保育料が需要を喚起し、待機児童を生んでいる面もあろう。保育政策を評価するには、女性の就業が保育所の利用可能性や保育料にどのように影響されているかを実証的に把握しなくてはならない。

本稿の目的は、保育費用が保育需要と母親の労働供給に及ぼす影響を明らかにすることである。

2. 既存研究

保育費用が保育需要や母親の労働供給に及ぼす影響については、アメリカには多数の実証研究の蓄積がある。それについては Blau(2001)に譲るとして、ここでは日本における既存研究をサーベイする。駒村(1996)は、都道府県別の集計データを利用して保育所入所率を被説明変数とする保育需要誘導式を推定した。保育需要誘導式の説明変数には、保育費用が含まれている。ここでの保育費用は、都道府県の県庁所在地における第9階層の3歳未満時保育料である。保育需要誘導式の推定結果を女性労働力率決定式の説明変数に含め、女性労働供給関数を推定している。保育需要(保育所入所率)の保育費用弾力性は -2.639 とかなり大きい。また、保育費用自体は労働供給に直接的に有意な影響を与えていない。これは高い保育料のために入所を断念した需要が幼稚園、無認可保育所、親族などに向かったためであろうと解釈されている。

滋野(2001)は厚生省「人口動態社会経済面調査(出生)」(1996年)データを利用して保

保育費用が女性の就業及び育児休業取得に及ぼす影響を分析した。このデータは、生後半年～8ヵ月の子どもを持つ母親を対象に、世帯年収、就業の有無、就業形態、育児休業中か否か、保育形態、保育費用を調査している。保育費用関数の推定結果を就業確率関数と育児休業取得確率関数に挿入し、保育費用が母親の就業や育児休業に及ぼす効果を計測している。その結果、保育費用は就業にマイナス、育児休業にプラスの効果を持っていることが明らかにされている。ただしこのデータの問題として、母親本人の所得が不明である上に、世帯年収には母親自身の収入が含まれているということがある。そのため、就業確率関数や育児休業取得確率関数の説明変数に母親の賃金を入れることができず、被説明変数である就業の有無と説明変数である世帯年収が独立でないという問題が生じている。また、子どもを預けていない人が直面する保育費用として、待機児童が発生している自治体に住んでいるサンプルの場合は無認可保育所の保育料を *impute* する方法を採っているが、こうした処理が妥当かどうか、問題が残る。

森田(2002)は「女性の就労と子育てに関する調査」のデータを利用して女性の就業選択に及ぼす保育サービスや保育費用の影響を分析した。同調査の調査内容は平成10年国民生活基礎調査に類似している。調査対象者の学歴や労働時間がわかるため、賃金関数が推定可能である。分析はまず賃金関数を推定し、その結果を就業形態選択式(Multinomial Logit Model)に挿入するという方法をとっている。就業形態選択式の説明変数には、保育費用や保育政策に関する情報が含まれている。ここでの保育費用は、国基準に対する各自治体の保育料の徴収率で代替している。推計結果では、保育費用が高いほど就業確率が高くなるなど、理論と逆の結果となっている。

3. 分析枠組み

本稿の分析枠組みは基本的には Ribar(1992)を踏襲する。すなわち、労働供給(L^*)と保育需要(C^*) (ここでは保育所利用を保育需要とする) は賃金 (W) と保育費用(p)、その他の要因(X)によって決定され、両者は同時決定関係にあると考え、以下のような誘導型の Bivariate Probit Model (詳細は Greene (2000)参照) を推定する。すなわち、第 i 番目の母親 ($i=1, 2, \dots, n$) にとって、就業する場合の効用から就業しない場合の効用を差し引いた値を L_i^* とし、それが観測される変数のベクトルで説明される部分と誤差項 ε_{i1} の和で与えられるとする。さらに、就業する場合を 1、就業しない場合を 0 とする離散変数 L_i があるとしよう。同様にして、保育所利用についても表現できる (保育所を利用する場合

$C_i = 1$ 、利用しない場合 $C_i = 0$)。このとき、Bivariate Probit Model は、

$$\begin{aligned} L_i^* &= a_w W + a_p p + a'X + \varepsilon_{i1}, & L_i &= 1 \text{ if } L_i^* > 0, \\ & & L_i &= 0 \text{ otherwise,} \\ C_i^* &= b_w W + b_p p + b'X + \varepsilon_{i2}, & C_i &= 1 \text{ if } C_i^* > 0, \\ & & C_i &= 0 \text{ otherwise,} \end{aligned}$$

で与えられる。ただし、誤差項 ε_{i1} 、 ε_{i2} に関しては、それぞれの平均が 0、分散が 1、相関係数が ρ の 2 変量正規分布に従うものと仮定する。

問題は、 W は就業していないサンプルについては観察されないことである。同じく p も保育所に預けていないサンプルについては観察されない。従って次のような手法をとる。

賃金関数を以下のように定式化する。

$$\ln W = \Gamma' M + \gamma$$

また、子供ひとり当たりの保育費用は以下のように定式化されるとする。

$$p = \Lambda' D + \tau$$

先の Bivariate Probit Model で a_w 、 a_p 、 b_w 、 b_p を識別するには D や M といった説明変数のベクトルには少なくともひとつずつ、 X に含まれない変数が含まれている必要がある。ここでは県別の有効求人倍率は賃金のみに影響する変数と考えた。また、認可保育園の保育料は自治体によって大幅な格差があり、さらに子供の年齢や人数による保育料軽減措置があることから、国基準の保育料と比較した場合の各自治体の保育料徴収率（以下、徴収率）と末子の年齢と就学前子供数の交差項は保育料のみに影響する変数であると考えられる。

具体的には、次のようなステップで推定を行う。まず、全ての変数を含む誘導型で賃金関数と保育料関数を推定する。それらのサンプル・セレクション・バイアスを修正するために、Heckman の 2 段階推定法を採用する。つぎに、推定結果をもとに賃金と保育料を求める。これらを説明変数として Bivariate Probit Model を推計する。

4. データ

使用するデータは、厚生省『平成 10 年国民生活基礎調査』の個票である。この年度は、大調査年であり、かつ、通常の大調査年の調査項目に加えて「乳幼児の日中の保育状況」が調査されている。ここで対象となる乳幼児は、就学前の子供である。本稿では、就学前の子供がいる世帯で子供の父母がそろっている 3421 世帯を推定の対象とした。

表 1 はサンプル世帯の母親の就業状況と子供の日中の保育状況をみたものである。認可

保育所や認可外保育所を利用する世帯のうち、約2割の母親は就業していない。認可保育所への入園選考に際しては、母親の就労が大きな要素となるが、保育所の定員割れが起きているような地方部では必ずしも母親の就労を入園の条件としていないためであろうと思われる。幼稚園を利用している世帯では、母親が就業していない世帯が約7割と圧倒的である。その一方で、祖父母のみが日中の保育を行っている世帯では、9割の母親が就業しており、そのうち8割を雇用者が占めている。すなわち、母親が就労していながら施設保育を選択していない（あるいは施設保育が利用できない）世帯においては、祖父母が最も重要な保育の担い手であることが推察される。

ところで同調査では、日中の保育状況として、認可保育園を利用しているかどうかはわかるが、それらの世帯がどれだけの保育料を負担しているかは不明である。そこで保育研究所『保育白書』1997年版掲載の保育料表を参照し、『国民生活基礎調査』の個票に記載されている住民税課税状況・住民税額・所得税課税状況・所得税課税額と各世帯の保育所を利用している子供数、子供の年齢にもとづき、これらの情報が得られる539世帯の保育料を試算した。試算された子供ひとり当たり保育料は、最低0円（免除）、最高が61500円、平均が21904円である。なお、識別のための徴収率も、同白書1998年版から得た。

『国民生活基礎調査』には、労働時間に関する情報はない。従って、本来は時間当たり賃金率を用いるべきところ、昨年1年間の雇用者所得（の対数）を用いる。

5. 推定結果

賃金関数の推定結果

表2は賃金関数の推定結果を示したものである。賃金の説明変数には、加入している公的年金の種類が含まれる。これは前述したように労働時間の影響を調整するためである。厚生労働省「女性と年金検討会」でも議論されたように、サラリーマンの妻が正規労働者の4分の3以上の労働時間を働いたり、年収が130万円を超えたりすると国民年金の第3号被保険者の地位からはずれ、独自に厚生年金や国民年金に加入しなければならなくなる。そのため、サラリーマンの妻がパート等で就業する場合には、社会保険の保険料負担を免れる範囲で労働時間の就業調整を行うことが多い。従って、既婚女性の公的年金の加入状況は労働時間と密接な関係にあると言える。推定結果でも、(国民年金の1号を基準として)厚生年金や共済年金に加入している場合は有意に賃金所得が高く、一方、第3号被保険者の地位にある場合は有意に賃金所得が低い。有効求人倍率は賃金所得に有意にプラスの影

響を与えており、労働需給が逼迫している地域では高賃金の傾向があることがわかる。

保育費用関数の推計結果

認可保育園の保育料は、住民税・所得税の課税・納付状況や子供の年齢、子供数によって決まる。多くの自治体では子供の年齢が上がるほど保育料は安くなる傾向にあり、複数の子供を保育所に預けている場合、所得水準に応じて年長あるいは年少の子供の保育料を半額程度に軽減する措置を設けている。また、多くの自治体では世帯の負担を軽減するという趣旨で国基準より低い保育料しか徴収していない。ただし、徴収率は地域間格差が非常に大きい。最低は東京であり、国基準の35～40%程度しか徴収していない。

現在の保育料は応能負担の原則から、住民税や所得税の税額によって保育料が決まるシステムとなっている。ただし、『国民生活基礎調査』では自営業世帯については税額が欠値となっている場合もあることから、ここでは母親本人を除いた「他の世帯員収入」を説明変数とした。また、保育料が税額に応じて決まるといっても、限度額があることから、他の世帯員収入の2乗項も説明変数に含める。

推計結果は表3にまとめてある。所得が高いほど保育料は有意に高くなる半面、所得の2乗項の係数は有意にマイナスであることから、増加幅は逡減的であることがわかる。末子の年齢が0歳の場合を基準として、1歳、2歳では保育料に大きな差は出ないが、3歳を超えると大幅に保育料負担が軽くなることがわかる。また、子供を2人預けると、下の子供が0歳の場合、1万7000円程度、保育料が軽減される。ただし、末子の年齢が3歳を超えると保育料の軽減割合は小さくなる。

以上の推計結果をもとに、賃金所得と保育費用を計算する。

就業・保育需要の Bivariate Probit 推定

はじめに就業決定と保育需要の同時推定をした結果が表4である。ここでの就業には自営就業も含まれる。注目される賃金と保育料の影響であるが、就業に対して賃金はプラスの影響を及ぼすものの、有意度は高くない。保育料は就業決定に有意な影響を及ぼしていない。一方、保育所利用に対して賃金は有意にプラス、保育料はマイナスの影響を及ぼしている。大都市と比較すると小規模都市や郡部のほうが就業確率が高く、保育所利用確率も高い。地方では待機児童はほとんど発生していない事実からもこの結果は説得的である。公的年金の種類別にみると、本格就業しているとみられる厚生年金や共済年金加入者より

も、第3号被保険者の場合に保育所利用確率が有意に高い。これは大石(2002)でも指摘しているように、現在の認可保育園利用者に占める正社員の割合が低いことが反映しているとみられる。持ち家と比較すると公団公社等の賃貸住宅に居住している場合に有意に就業確率が高い。三世帯世帯の場合に就業確率が高まる効果は既存研究でも示されている通りである。他の世帯員所得が高いほど、就業確率・保育所利用確率ともに低くなる。また、末子の年齢が高くなるほど有意に就業確率は高まり、保育所利用確率も高まる。ゼロ歳児保育の定員枠は限られていることから、年齢が上がるほど、保育所に入園しやすくなるためと解釈される。

推計結果から、各選択肢を選択する確率への平均で評価した限界効果を計算したものが表5である。「就業し、保育所を利用する」選択への対数賃金の限界効果は0.279、子供ひとり当たり保育料(万円)の限界効果は-0.019となる。保育料の弾力性は0.648となり、駒村(1996)で計測された弾力性よりかなり低い。

6. ディスカッション

本稿では保育費用が母親の労働供給と保育需要に及ぼす影響を分析した。その結果、保育費用は保育需要に有意にマイナスの影響を及ぼしているが、弾力性は既存研究で示されたものより小さいことが明らかになった。また、労働供給に保育費用が及ぼす影響は有意には観察されなかった。

しかしながら、本稿にはまだ多くの課題が残されている。その第1は、賃金所得関数の推定である。前述したように『国民生活基礎調査』では労働時間の情報が得られない上、学歴や勤続年数といった人的資本に関わる情報が得られないため、個々人の機会費用を示す指標として問題点が多い。

第2に、本稿では認可保育所の利用を保育需要と見なしたが、認可保育所の利用には明らかに供給制約が伴う。そうした供給制約を分析に取り込むことが今後の課題である。

第3に、滋野・大日(1999)、あるいは古くはMroz(1987)でも指摘されているように、出産(子供をもつこと)の内生性の問題がある。すなわち、子供をもつ女性ほど就業しない傾向にあることから、子供のいる女性だけを取り出して分析対象とすることはサンプルに一定のバイアスを含むことになる。こうしたサンプル・セレクション・バイアスの影響を除去した形で推定をすることが必要である。

以上は今後の課題としたい。

参考文献

- 大石亜希子(2002)「児童福祉政策の分配的帰結」 mimeo.
- 駒村康平(1996)「保育需要の経済分析」『季刊社会保障研究』第32巻第2号。
- 滋野由起子・大日康史(1999)「保育政策の出産の意思決定と就業に与える影響」『季刊社会保障研究』第35巻第2号。
- 滋野由起子(2001)「子育て支援策と労働市場」『社会保障の社会経済への効果分析モデル開発事業調査研究報告書』
- 鈴木玲子(1993)「保育サービスを考える」『日本経済研究センター会報』1993.11.15号
- 高山憲之(1982)「保育サービスの費用負担」『経済研究』33巻。
- 森田陽子(2002)「保育政策と女性の就業」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て支援策の国際比較』東京大学出版会。
- Greene, William H. (2000) *Econometric Analysis Forth Edition*, Prentice Hall.
- Mroz, Thomas A. (1987) "The Sensitivity of an Empirical Model of Married Women's Hours of Work to Economic and Statistical Assumptions," *Econometrica*, 55:4, July, pp.765-799.
- Ribar, David C. (1992) "Child Care and the Labor Supply of Married Women: Reduced Form Evidence," *Journal of Human Resources* 27 (1), Winter, pp.134-65.

表1 サンプル世帯の母親の就業状況と子供の日中の主な保育の担い手

		合 計	不 就 業		就 業		うち雇用者	
1	父母のみ	1675	1521	90.8	154	9.2	75	4.5
2-3	祖父母	311	122	39.2	189	60.8	148	47.6
2	祖父母のみ	138	13	9.4	125	90.6	110	79.7
3	と父母	173	109	63.0	64	37.0	38	22.0
4-9	認可保育所利用	683	132	19.3	551	80.7	423	61.9
4	認可保育所のみ	455	79	17.4	376	82.6	288	63.3
5	と父母	134	49	36.6	85	63.4	59	44.0
6	と父母 と祖父母	28	3	10.7	25	89.3	17	60.7
7	と父母 とその他	1	0	0.0	1	100.0		0.0
8	と祖父母	61	1	1.6	60	98.4	55	90.2
9	とその他	4	0	0.0	4	100.0	4	100.0
10-15	認可外保育所利用	73	15	20.5	58	79.5	49	67.1
10	認可外保育所のみ	54	11	20.4	43	79.6	35	64.8
11	と父母	11	3	27.3	8	72.7	8	72.7
12	と父母 と祖父母	4	1	25.0	3	75.0	2	50.0
13	と父母 とその他	1	0	0.0	1	100.0	1	100.0
14	と祖父母	3	0	0.0	3	100.0	3	100.0
15	とその他							
16-22	幼稚園利用	576	388	67.4	188	32.6	117	20.3
16	幼稚園のみ	241	156	64.7	85	35.3	54	22.4
17	と父母	265	216	81.5	49	18.5	20	7.5
18	と父母 と祖父母	29	14	48.3	15	51.7	8	27.6
19	と父母 とその他	1	0	0.0	1	100.0	1	100.0
20	と祖父母	36	1	2.8	35	97.2	31	86.1
21	とその他	3	1	33.3	2	66.7	2	66.7
22	と認可外保育所	1	0	0.0	1	100.0	1	100.0
23-26	その他の保育手段	42	19	45.2	23	54.8	17	40.5
23	その他のみ	18	10	55.6	8	44.4	7	38.9
24	と父母	18	8	44.4	10	55.6	6	33.3
25	と父母 と祖父母	3	1	33.3	2	66.7	1	33.3
26	と祖父母	3	0	0.0	3	100.0	3	100.0
27	dk	61	5	8.2	56	91.8	35	57.4
合 計		3421	2202	64.4	1219	35.6	864	25.3

表2 賃金所得関数の推定結果

	係数	標準偏差	z	P> z
lnic1				
年齢	0.068	0.050	1.430	0.172
年齢 ²	-0.001	0.001	-0.790	0.473
人口15万人以上の市	-0.153 **	0.077	-1.900	0.046
人口5万人以上15万人未満の市	-0.186 **	0.079	-2.250	0.019
人口5万人未満の市	-0.174	0.125	-1.340	0.164
郡部	-0.216 ***	0.074	-2.780	0.004
厚生年金	0.783 ***	0.078	10.230	0.000
共済組合	1.391 ***	0.084	16.800	0.000
配偶者が厚生年金の被保険者	-0.601 ***	0.086	-7.190	0.000
配偶者が共済組合の組合員	-0.857 ***	0.180	-4.810	0.000
加入していない	-0.286	0.190	-1.500	0.133
有効求人倍率	0.344 **	0.155	2.240	0.027
_cons	2.832 ***	0.857	3.160	0.001
select				
年齢	0.189 ***	0.063	3.010	0.003
年齢 ²	-0.002 **	0.001	-2.550	0.011
人口15万人以上の市(基準:大都市)	0.158	0.097	1.630	0.102
人口5万人以上15万人未満の市	0.269 ***	0.101	2.650	0.008
人口5万人未満の市	0.086	0.157	0.550	0.581
郡部	0.414 ***	0.108	3.830	0.000
厚生年金(基準:国民年金)	1.738 ***	0.098	17.740	0.000
共済組合	2.261 ***	0.173	13.100	0.000
配偶者が厚生年金の被保険者	-0.571 ***	0.080	-7.160	0.000
配偶者が共済組合の組合員	-0.603 ***	0.132	-4.570	0.000
加入していない	-0.148	0.149	-0.990	0.321
有効求人倍率	0.379 *	0.194	1.950	0.051
世帯純金融資産額	0.000	0.000	0.260	0.799
持ち家・共同住宅(基準:持ち家一戸建て)	0.158	0.123	1.290	0.199
民間賃貸住宅	0.047	0.090	0.530	0.599
その他の賃貸住宅	0.081	0.102	0.790	0.428
三世帯世帯	0.166 **	0.084	1.970	0.049
他の世帯員所得	-0.001 ***	0.000	-5.450	0.000
他の世帯員所得 ²	0.006 ***	0.001	4.730	0.000
末子の年齢1歳(基準:末子の年齢0歳)	-0.335	0.265	-1.260	0.207
末子の年齢2歳	0.009	0.287	0.030	0.974
末子の年齢3歳	0.144	0.282	0.510	0.611
末子の年齢4歳	0.095	0.364	0.260	0.793
末子の年齢5歳	-0.225	0.521	-0.430	0.666
末子の年齢6歳	0.259	0.219	1.180	0.238
就学前子供数	-0.057	0.124	-0.460	0.644
末子の年齢1歳 * 就学前子供数	0.201	0.171	1.180	0.238
末子の年齢2歳 * 就学前子供数	0.069	0.185	0.370	0.710
末子の年齢3歳 * 就学前子供数	0.199	0.197	1.010	0.311
末子の年齢4歳 * 就学前子供数	0.295	0.301	0.980	0.328
末子の年齢5歳 * 就学前子供数	0.782	0.480	1.630	0.104
保育料徴収率	0.000	0.003	0.170	0.869
_cons	-4.514 ***	1.040	-4.340	0.000
rho	0.212	0.069		
sigma	0.678	0.028		
lambda	0.143 ***	0.049		
Number of obs =	3422			
Censored obs =	2583			
Uncensored obs =	839			
Log likelihood	-1985.193			

表3 保育費用関数の推定結果

	係数	標準偏差	z	P> z
hoiku_ptot~c				
他の世帯員所得	34.899 ***	3.452	10.110	0.000
他の世帯員所得 ²	-104.693 ***	16.795	-6.230	0.000
末子の年齢1歳	-8062.729	10518.140	-0.770	0.443
末子の年齢2歳	-3473.955	10689.260	-0.320	0.745
末子の年齢3歳	-36327.870 ***	10416.380	-3.490	0.000
末子の年齢4歳	-39173.730 ***	10609.780	-3.690	0.000
末子の年齢5歳	-28102.270 **	11089.660	-2.530	0.011
末子の年齢6歳	-28278.310 ***	5782.671	-4.890	0.000
就学前子供数	-16716.070 ***	5485.416	-3.050	0.002
末子の年齢1歳 * 就学前子供数	753.669	5730.630	0.130	0.895
末子の年齢2歳 * 就学前子供数	-2552.617	5931.458	-0.430	0.667
末子の年齢3歳 * 就学前子供数	11805.960 **	5748.296	2.050	0.040
末子の年齢4歳 * 就学前子供数	13519.290 **	6083.650	2.220	0.026
末子の年齢5歳 * 就学前子供数	3340.502	7144.309	0.470	0.640
保育料徴収率	242.443 ***	35.979	6.740	0.000
_cons	43212.870 ***	11014.400	3.920	0.000
select				
年齢	0.055	0.052	1.050	0.295
年齢 ²	-0.001	0.001	-1.030	0.304
人口15万人以上の市(基準:大都市)	0.176 **	0.081	2.170	0.030
人口5万人以上15万人未満の市	0.114	0.088	1.290	0.196
人口5万人未満の市	0.316 ***	0.115	2.760	0.006
郡部	0.337 ***	0.093	3.640	0.000
厚生年金(基準:国民年金)	0.604 ***	0.091	6.630	0.000
共済組合	0.971 ***	0.121	8.020	0.000
配偶者が厚生年金の被保険者	-0.210 ***	0.072	-2.940	0.003
配偶者が共済組合の組合員	-0.153	0.103	-1.500	0.134
加入していない	0.018	0.126	0.140	0.887
有効求人倍率	0.189	0.151	1.250	0.211
世帯純金融資産額	0.000	0.000	-0.780	0.433
持ち家・共同住宅(基準:持ち家一戸建て)	0.021	0.106	0.200	0.842
民間賃貸住宅	-0.044	0.075	-0.590	0.556
その他の賃貸住宅	0.058	0.081	0.720	0.474
三世帯世帯	-0.131 **	0.067	-1.970	0.049
他の世帯員所得	0.000 *	0.000	-1.950	0.051
他の世帯員所得 ²	0.001	0.001	0.820	0.414
末子の年齢1歳(基準:末子の年齢0歳)	0.263	0.310	0.850	0.395
末子の年齢2歳	0.568 *	0.315	1.800	0.071
末子の年齢3歳	0.947 ***	0.308	3.070	0.002
末子の年齢4歳	1.167 ***	0.371	3.140	0.002
末子の年齢5歳	0.189	0.548	0.340	0.730
末子の年齢6歳	0.881 ***	0.234	3.760	0.000
就学前子供数	0.022	0.146	0.150	0.881
末子の年齢1歳 * 就学前子供数	0.179	0.184	0.970	0.330
末子の年齢2歳 * 就学前子供数	0.192	0.192	1.000	0.316
末子の年齢3歳 * 就学前子供数	0.146	0.195	0.750	0.454
末子の年齢4歳 * 就学前子供数	-0.009	0.287	-0.030	0.974
末子の年齢5歳 * 就学前子供数	0.889 *	0.496	1.790	0.073
保育料徴収率	0.000	0.003	-0.120	0.902
_cons	-2.859 ***	0.890	-3.210	0.001
rho	-0.838 ***	0.049		
sigma	13066.940 ***	911.333		
lambda	-10950.010 ***	1351.283		
Number of obs =	3422			
Censored obs =	2882			
Uncensored obs =	540			
Log likelihood	-6947.459			

表4 Bivariate Probit 推定の結果

	就業			保育		
	係数	標準偏差	z P> z	係数	標準偏差	z P> z
対数賃金所得	1.076 **	0.533	2.020 0.044	1.489 ***	0.529	2.810 0.005
保育料	0.034	0.076	0.450 0.653	-0.142 *	0.074	-1.930 0.054
年齢	0.077	0.073	1.060 0.291	-0.156 **	0.066	-2.370 0.018
年齢 ²	-0.001	0.001	-1.490 0.136	0.002 *	0.001	1.760 0.079
人口15万人以上の市(基準:大都市)	0.249 **	0.114	2.190 0.029	0.452 ***	0.113	4.020 0.000
人口5万人以上15万人未満の市	0.360 ***	0.126	2.850 0.004	0.382 ***	0.126	3.020 0.003
人口5万人未満の市	0.380 ***	0.157	2.420 0.016	0.621 ***	0.154	4.020 0.000
郡部	0.624 ***	0.142	4.410 0.000	0.822 ***	0.140	5.890 0.000
厚生年金(基準:国民年金)	1.626 ***	0.440	3.690 0.000	-0.366	0.424	-0.860 0.388
共済組合	1.503 *	0.813	1.850 0.064	-1.079	0.747	-1.450 0.148
配偶者が厚生年金の被保険者	-0.050	0.329	-0.150 0.878	0.619 *	0.330	1.880 0.061
配偶者が共済組合の組合員	0.213	0.477	0.450 0.655	1.092 **	0.473	2.310 0.021
加入していない	0.144	0.205	0.700 0.481	0.473 **	0.217	2.190 0.029
世帯純金融資産額	0.000	0.000	-1.550 0.120	0.000	0.000	-0.760 0.447
持ち家・共同住宅(基準:持ち家一戸建て)	0.158	0.115	1.370 0.169	0.010	0.112	0.090 0.930
民間賃貸住宅	0.120	0.086	1.380 0.166	0.041	0.083	0.490 0.623
その他の賃貸住宅	0.165 *	0.092	1.790 0.073	0.122	0.093	1.310 0.189
三世帯世帯	0.404 ***	0.081	4.980 0.000	0.114	0.079	1.450 0.148
他の世帯員所得 ²	-0.002 ***	0.000	-5.360 0.000	-0.001 ***	0.000	-3.390 0.001
他の世帯員所得	0.008 ***	0.001	5.520 0.000	0.005 ***	0.001	3.380 0.001
末子の年齢1歳(基準:末子の年齢0歳)	0.144	0.111	1.290 0.198	0.519 ***	0.121	4.290 0.000
末子の年齢2歳	0.320 ***	0.113	2.830 0.005	0.844 ***	0.124	6.820 0.000
末子の年齢3歳	0.705 ***	0.186	3.790 0.000	1.120 ***	0.189	5.920 0.000
末子の年齢4歳	0.863 ***	0.207	4.170 0.000	1.113 ***	0.211	5.280 0.000
末子の年齢5歳	1.018 ***	0.209	4.860 0.000	1.121 ***	0.210	5.330 0.000
末子の年齢6歳	0.725 **	0.294	2.470 0.013	0.786 ***	0.295	2.670 0.008
就学前子供数	0.165	0.122	1.350 0.177	0.017	0.121	0.140 0.886
cons	-6.687 ***	1.895	-3.530 0.000	-4.591 **	1.838	-2.500 0.012
rho	0.603 ***	0.032				
Number of obs =	3422					
Log likelihood	-2501.934					